

## 意見書

平成18年11月16日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいいょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かぶしがいいしゃ  
氏 名 BBテクノロジー株式会社  
だいいょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいいょうとりしまりやくしゃちょう しーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいいょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

「NTT東日本・NTT西日本の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに、「NTT東日本・NTT西日本の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」(以下、「総務省の考え方」という。)に関しまして、今回このような意見提出の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

以下に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願いします。

頁	段落	意見
-	はじめに	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省の考え方によれば、今回のNTT東西の活用業務認可申請について、認可条件を付した上で認可する方向で検討しているとのことですが、今回の活用業務認可申請を認可することは適当ではないものと考えます。</li> <li>・ そもそも、NTT分離分割の趣旨に立ち戻ると、活用業務に相当する業務は、本来業務範囲に制限の設けられているNTT東西ではなく、それ以外の事業者が提供すべきものであり、活用業務制度そのもののあり方を見直すことが必要であると考えます。</li> <li>・ 総務省の考え方においても、今般「東・西NTTの業務範囲拡大の認可に係る『公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ』のある場合の考え方[東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン]」(以下、「ガイドライン」という。)の見直しに着手するとされているところであり、一連の活用業務制度に関する検証及び見直しが行われ、適正な制度設計及び審査手続が整備されるまでは、活用業務認可申請の内容に関わらず認可すべきではないものと考えます。</li> </ul>
2頁 16頁	4 (1)	<p>【該当部分】</p> <p>(1) 地域電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれについて</p> <p>ガイドラインに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれが生じる場合</li> <li>イ 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、利用者サービスの維持・向上に係る地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれが生じる場合</li> </ul>

頁	段落	意見
		<p>に該当するか否かについて、検討を行っている。</p> <p>申請業務については、他の電気通信事業者との相互接続により行うものであり、新たに県間伝送路を構築するものではないことから、NTT東日本においては所要資金を不要としているところであり、過大な投資による財務状況の圧迫に係るおそれは生じないものと考えられる。また、活用する既存の設備、技術及び人員についても、過度の経営資源の転用は見られないものと考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東西の申請においては、業務収支見込みが企業秘密にあたるため不開示とされています。しかしながら、業務収支見込みは活用業務申請の客観的妥当性の検証にあたり重要な判断要素のひとつであり、NTT東西の業務範囲を拡大するという影響の大きさを鑑みれば、活用業務認可申請に関連する全ての業務収支見込みについて開示を行うことが必須であると考えます。</li> <li>・ 従って、今回の申請に関連する業務収支見込みを開示し、外部からの検証を可能にすることはもちろんのこと、今後着手される予定のガイドライン見直しにあたっては、活用業務に係る業務収支見込みに係る外部検証を可能とするよう制度整備して頂く必要があるものと考えます。具体的には、公開すべき情報の範囲を明確化するとともに、それらの情報の公開を義務付け、外部からの客観的な妥当性の検証を可能とすることが必要であると考えます。</li> </ul>
3頁 17頁	4 (2)	<p>【該当部分】</p> <p>しかしながら、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」は、このようなボトルネック設備の保有等に起因するNTT東西の地域電気通信市場における市場支配力が別市場において垂直的に濫用されることに限定されるものではないと考える。例えば、地域電気通信市場におけるNTT東西それぞれの市場支配力が水平的に結合することにより、競争事業者を排除する効果をもたらす場合についても、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の蓋然性が高いと判断し得るものである。</p> <p>申請業務については、業務の開始時において、NTT東日本とNTT西日本が地域IP網を相互接続するものであり、また、第一次意見募集において、地域会社を分割したNTT再編成の趣旨を没却するものであるとの意見も寄せられていることも踏まえ、ガイドラインに掲げる2つの重点的考慮事項に加え、このような市場支配力の水平的な結合に関する論点についても考慮することとする。</p>

頁	段落	意見
		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省の考え方における、以下の考え方に賛同します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「地域電気通信市場における NTT 東西それぞれの市場支配力が水平的に結合することにより、競争事業者を排除する効果をもたらす場合についても、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の蓋然性が高いと判断し得るものである。」</li> <li>- 「このような市場支配力の水平的な結合に関する論点についても考慮することとする。」</li> </ul> </li> <li>・ 例えば、NTT東西が活用業務を用いて、NTT東西相互間や、携帯電話市場において市場支配力を有するNTTドコモ、その他の NTT グループ各社との連携を図ることは、市場支配力の水平的な結合により互いの市場支配力を強めるものであり、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の蓋然性が高いと判断されます。このようなケースにおいては、公正な競争を確保するために必要な措置を有効に講じることは困難であり、NTT再編成の趣旨からしても、そもそもこのようなNTTグループ各社間の連携は認められないものと考えます。</li> <li>・ 従って、今後着手される予定のガイドライン見直しにおいても、ガイドラインを市場支配力の水平的な結合という考え方に留意したものととして頂き、NTT 東西と他の NTT グループ各社との連携等、市場支配力の水平的な結合がある場合には、活用業務の認可を行わないという基準を明確にする等のルール整備を行う必要があるものと考えます。</li> </ul>
3頁 17頁	4 (2) A)	<p>【該当部分】</p> <p>A) 地域電気通信市場における競争の進展状況</p> <p>申請業務は、NTT東日本の地域IP網を経由してエンドユーザ間のIPv6通信を行うものである。NTT東日本は現在、地域IP網を用いたIPv6通信を可能とするサービスとして、「フレッツ・ドットネット」を提供しているところであり、当該サービスの利用に際しては、アクセス回線としてADSLサービス(「フレッツ・ADSL」)又はFTTHサービス(「Bフレッツ」)を契約していることが必要となっている。</p> <p>したがって、申請業務に関して競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、a)ADSL市場及びFTTH市場、b)IPv6通信に関する市場の双方を取り上げることが適当である。</p>

頁	段落	意見
		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省の考え方に示されているように、市場をアクセスとサービスに細分化して、個々の市場の競争の進展状況を検討することは適当であると考えます。個々の市場の競争の進展状況を検討した結果、いずれかの市場において電気通信事業の公正な競争に支障を及ぼすおそれが認められた場合には、個々の市場のおそれに対応した措置を講じることが必要と考えます。</li> <li>・ 一方、市場を細分化した検討だけでなく、活用業務と一体的に提供されるサービスが競争環境に与える影響についても検討する必要があると考えます。例えば、仮に、活用業務単体における検討では電気通信事業の公正な競争に支障を及ぼすおそれが認められない場合であっても、他のサービスとの組み合わせにより公正競争に支障を及ぼす可能性について十分な検証を行う必要があると考えます。</li> <li>・ 従って、今後着手される予定のガイドライン見直しにあたっては、ガイドラインに上記の両方の観点を盛り込むことが必要であると考えます。具体的には、活用業務に係る市場を細分化して個々の市場における影響を詳細に検証することはもちろんのこと、活用業務単体の影響だけでなく、活用業務と組み合わせて提供されるサービスの実態的な影響について十分に検証を行うことを明記する必要があると考えます。また、これらの検証の結果、いずれかの市場において電気通信事業の公正な競争に支障を及ぼすおそれが認められた場合には、個々のおそれに対応した有効な措置を十分に講じる必要があること、及び必要十分な措置が講じられない場合には不認可とすることをガイドラインにおいて明確化する必要があるものと考えます。</li> </ul>
5頁 19頁	4 (2) A) a) )	<p>【該当部分】</p> <p>このように、NTT東日本は、IPv6通信の利用に必要となるアクセス回線に関する市場において、単独で又は複数事業者の協調により市場支配力を行使しうる地位にあるものの、接続ルールや禁止行為規定等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規律が厳格に適用されている限りにおいて、ADSL市場及びFTTH市場における市場支配力の行使がひとまず抑止されている状態にあると評価できる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の総務省の考え方は、「電気通信事業分野における競争状況の評価」(以下、「競争評価」という。)において採用されている、市</li> </ul>

頁	段落	意見
		<p>場支配力の影響を「存在」と「行使」に分けて分析・評価する手法に準じているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来、市場支配力が「存在」する場合には、能動的な「行使」が行われなくても、「存在」することだけで市場に対し参入の抑制等の影響を与えているものと考えます。一方、競争評価では、市場支配力が「存在」しても「行使」の事実がなければ問題ないものと評価するという考え方が示されているところです。このため、「存在」と「行使」の二段階で市場支配力を評価する手法をとる場合には、規制が有効に機能しているため「行使」が不可能な状態なのか、市場支配的事業者の選択により単に市場支配力の「行使」が行われていないだけなのか等、「行使」の有無及び可否の要因について更に詳細を明らかにすることが必要と考えます。さもなければ、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼす程度について、正確な評価をしたものとはいえないものと考えます。</li> </ul>
5頁 20頁	4 (2) A) b)	<p>【該当部分】</p> <p>b) IPv6通信に関する市場</p> <p>IPv6通信を可能とするサービス(以下「IPv6通信サービス」という。)については、現在、一部の電気通信事業者が主に法人向けのサービスを提供しているものの、個人ユーザ向けのサービスを大規模に提供している電気通信事業者は、NTT東日本及びNTT西日本のみに限られている状況にある。これは、IPv6通信サービスが商用サービスとしては発展途上の段階にあり、現時点では電気通信事業者の取組が必ずしも本格的ではないことが背景にあるものと考えられる。</p> <p>このことを踏まえると、現時点において、IPv6通信に関する市場における競争状況を評価するのは尚早であると考え。このような市場については、特段の反証がない限り、地域電気通信市場における競争が進展していないものと推定することが適当であり、今後の他の電気通信事業者によるIPv6通信サービスへの本格的な参入・サービス展開に際して、公正な競争が阻害されないための措置がとられることが必要である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省の考え方における、「このような市場については、特段の反証がない限り、地域電気通信市場における競争が進展していないものと推定することが適当」とする考え方に賛同します。</li> <li>・ 従って、「今後の他の電気通信事業者によるIPv6通信サービスへの本格的な参入・サービス展開に際して、公正な競争が阻害されな</li> </ul>

頁	段落	意見
		<p>いたための措置がとられることが必要」であり、公正競争確保のための措置を講じて頂くことが適当であると考えます。具体的には、NTT東西における当該新規サービスのサービス提供条件や相互接続条件を、NTT東西の独自仕様により規定する等の参入障壁が生じることのないよう、現時点において公平かつオープンな技術仕様、サービス提供条件及び相互接続条件を担保するといった措置を講じる必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、今後着手される予定のガイドライン見直しにおいても、こうした市場が発展途上のサービスについては競争が進展していないものとするというアプローチを採用することを明確にし、そうした前提に立った上での、審査基準を策定する必要があると考えます。</li> </ul>
10頁 24頁	4 (2) (4)	<p>【該当部分】</p> <p>NTT東日本においては、既往の措置を列挙しており、申請業務を行うに当たり、特段新たな措置は講じないものとしているが、これらの措置の徹底を図ることにより、当面、営業面でのファイアーウォールの確保は図られるものと考えられる。</p> <p>これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により、新たなファイアーウォール確保措置が求められるような状況が生じれば、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。</p> <p>なお、第一次意見募集において、申請業務の実施に伴い、NTT東西それぞれの加入者情報を共有することを明確に禁止することが必要である旨の意見が提出されているところである。この点については、NTT東西のエンドユーザ間のIPv6通信の実現に当たって加入者情報を交換・共有する必要はなく、NTT東日本としても、申請業務に係る加入者情報を交換・共有する予定はない旨の見解である。また、このような加入者情報の共有が電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第30条第3項第2号に規定する「特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え」ることとなる場合、公正競争上認められないことは当然である。</p> <p>その他、営業面でのファイアーウォールの実効性の外部からの検証の必要性や、同ファイアーウォールの運用上の問題に関する意見が提出されているところであるが、これらについては、後述するガイドラインの見直しや競争セーフガード制度の運用に当たって参考とすることとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>営業面でのファイアーウォールの確保に関するNTT東西の説明内容は、既往の措置の列挙に終始しているにも係わらず、総務省の</li> </ul>

頁	段落	意見
		<p>考え方では「これらの措置の徹底を図ることにより、当面、営業面でのファイアウォールの確保は図られるものと考えられる。」とされています。しかしながら、営業面のファイアウォールの実効性を外部から検証することは現状では実質的に不可能であり、措置の徹底に係る実効性には疑義があるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ このため、営業面のファイアウォールの実効性に関し、NTT東西に十分な挙証責任を課すことを、認可の条件として付すべきであると考えます。</li> <li>・ これにあわせて、今後着手される予定のガイドラインの見直し及び競争セーフガード制度の運用にあたっては、以下の点に留意する必要があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 営業面のファイアウォールについて、外部からの検証を可能とするよう、更なる情報開示を NTT 東西に義務付ける（NTT 東西により厳格な挙証責任を課す）とともに、外部からの継続的な検証を可能とする制度を整備する必要があること。</li> <li>- 更に、営業面のファイアウォールに係る継続的な事後検証により事業者間の競争環境への影響が確認された場合、直ちに認可を取り消すことをガイドラインに明記する必要があること。</li> </ul> </li> </ul>
11頁 25頁	4 (2) (5)	<p>【該当部分】</p> <p>NTT東日本においては、地域電気通信業務として提供する県内の業務と申請業務の収支について分計するとともに、適切なコスト配分を行うこととしている。</p> <p>また、申請書の添付資料2でも明記されているとおり、申請業務の利用者料金については、NTT東日本が他の電気通信事業者に対して支払う接続料に営業費を加えた費用に基づいて算定することとしていることから、所要の措置は講じられているものと考えます。</p> <p>なお、第一次意見募集において、活用業務に特化した会計分離のみでは公正競争に対する影響把握という目的を十分に果たしているとはいえない旨の意見や、会計分離に関する必要十分な外部からの妥当性検証を可能とすべきとの意見が提出されているところであるが、これら意見については、後述するガイドラインの見直しや競争セーフガード制度の運用に当たって参考とすることとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活用業務に係る会計の分離については、NTT 東西の講ずるとしている当該活用業務に係る会計を分離するという措置だけでは不十</li> </ul>

頁	段落	意見
		<p>分であると考えます。事後的な公正競争への影響についての実効的な検証を可能とするため、当該活用業務に関連するサービスについても会計を分離・分計するという措置を認可の条件として義務付ける必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、今後着手される予定のガイドラインの見直し及び競争セーフガード制度の運用にあたっては、以下の点に留意する必要があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 活用業務に特化した会計分離だけでなく、関係するサービス全体の会計についても分離し、活用業務の実質的な公正競争への影響を検討・分析する必要があること。</li> <li>- 会計分離に際して実際に用いた配賦基準等の具体的データ並びに配賦方法の公開を義務付け、会計分離の方法に関し、外部による十分な検証を可能とする必要があること。</li> <li>- 会計分離の状況等に係る継続的な事後検証を実施し、不当な内部相互補助による事業者間の競争環境への影響が確認された場合には、直ちに認可を取消す等の処置が必要であること。</li> <li>- 全ての挙証責任はNTT東西が有することを明確に規定すること。</li> </ul> </li> </ul>
12頁 26頁	4 (2) (7)	<p>【該当部分】</p> <p>NTT東日本においては、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表することとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。</p> <p>なお、第一次意見募集において、活用業務認可後の実施状況等の検証強化が必要である旨の意見や、事後検証の在り方についての意見が提出されているところであるが、これら意見については、後述するガイドラインの見直しや競争セーフガード制度の運用に当たって参考とすることとする。</p> <p>なお、パラメータ1から7までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じた実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。</p>

頁	段落	意見
		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで認可を受けた活用業務に係るNTT東西の実施状況報告は、外部から客観的にその妥当性を検証できるものではなく、事後検証という目的を果たすには不十分な内容であると考えます。従って、より詳細な実施状況の報告を認可の条件として付すべきであると考えます。</li> <li>・ なお、この点に関連し、今後着手される予定のガイドラインの見直し及び競争セーフガード制度の運用にあたって、以下の点に留意する必要があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 活用業務に関しては、NTT東西からの一方的な実施状況の報告だけでなく、定期的な事後検証を行う仕組みを確立する等、地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれ及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれが生じていないか検証する制度を整備する必要があること。</li> <li>- 事後検証にあたっては、個々の活用業務ごとに検証を行うだけでなく、活用業務と一体となって提供されるサービス全体や、過去に認可された複数の活用業務の総体としての影響をあわせて分析する必要があること。</li> <li>- 更に、事後検証の結果、活用業務の認可時の想定と異なる状況が生じ、地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれ及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれが確認できた場合には、速やかに認可の取消又は認可条件の追加若しくは変更を行うべきであること。</li> </ul> </li> </ul>
14頁 28頁	5 (3)	<p>【該当部分】</p> <p>現時点で認可する方向で検討している申請業務の内容は、NTT東日本が、地域IP網を經由したエンドユーザ間のIPv6通信に関して、自ら業務区域の外に伝送路設備を設置せず、他の電気通信事業者の設備との相互接続により料金設定を行うものである。また、NTT東日本が想定しているサービスは、エンドユーザ間の高品質な映像・音声等の通信に係るものであり、同社又は他の電気通信事業者・コンテンツプロバイダが設置するサーバを用いて、NTT西日本等他の電気通信事業者のエンドユーザに対してコンテンツやアプリケーション等を配信するサービスは申請業務の内容には含まれていない。今般の審査は、あくまでもこれらを前提として行っているものである。</p> <p>今後、NTT東日本がサービス提供の仕組みの変更を行い、又は新たなサービスを提供する場合には、公正競争の確保に影響を及ぼす可能性があり、別途検討を行う必要があることから、本条件を付すことが適当と考えるものである。</p>

頁	段落	意見
		<p>なお、第一次意見募集において、次世代ネットワーク(NGN)については、申請業務の議論とは別に、改めて慎重に議論されるべきであるとの意見が提出されているところである。NTTグループが構築することを予定しているNGNについては、いまだ詳細は明らかにはなっていないものの、申請業務及び既に認可した活用業務から公正競争の確保に影響を及ぼしうる変更が行われるものと考えられるため、別途の活用業務認可申請を要するものとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の総務省の考え方は、活用業務認可申請の範囲を従来よりも厳格に特定し、今回の判断結果の及ぶ範囲を明確化するものであり、適切な内容であると考えます。</li> <li>・ NTT再編成の趣旨からしても、活用業務は常に解釈の余地なく最小限の範囲に制限されるべきであり、ある活用業務の認可をもって容易にNTT東西の業務範囲拡大を認めるべきではないと考えます。</li> <li>・ また、NTTグループの次世代ネットワーク(NGN)について、別途の活用業務申請が必要であることを明確にされたことに賛同します。NGNに係る活用業務認可申請については、認可すべきものではないと考えますので、当該認可申請があった際には、より慎重な審査を実施していただくことを強く希望します。</li> <li>・ この観点から、今後着手される予定のガイドライン見直しにおいても、個々の活用業務認可申請にあたり当該活用業務認可申請の範囲の特定が必要であること、及び特定された範囲を超える活用業務の実施については新たな認可が必要であることについて、ガイドラインに明記することが必要と考えます。</li> </ul>
14頁 28頁	6	<p>【該当部分】</p> <p>第一次意見募集においては、上記で言及したもののほか、活用業務制度の在り方や、活用業務認可手続の在り方についての意見も提出されているところである。</p> <p>この点につき、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)等を受け、2010年代初頭までに公正競争ルールの整備等の観点から実施する施策について取りまとめた「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月19日公表)において、平成19年夏までに活用業務認可ガイドラインを見直すこととしたところであり、総務省としては、申請業務に関する処分の終了後速や</p>

頁	段落	意見
		<p>かに具体的な検討に着手する予定である。</p> <p>また、「新競争促進プログラム2010」においては、NTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性等について定期的に検証することを目的とする競争セーフガード制度を平成19年度から運用することとしたところであり、同制度の運用の中で、活用業務制度に係る公正競争要件についても、検証の対象としていくこととなる。</p> <p>したがって、提出のあった意見については、これら取組の中での参考とすることとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来、活用業務認可申請においては、ガイドラインに基づき定型的に「おそれ」の有無を審査することに終始しており、活用業務の内容に関わらず、ガイドラインに定める画一的な要件を満たせば認可が実施されてきている状況にあります。</li> <li>・ このため、ガイドラインの見直しにあたっては、個々の活用業務の実態に応じた審査が可能となるよう、特に以下の3点を重要な審査のポイントとしてガイドラインに明記すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 活用業務の認可は、NTT東西の業務範囲を拡大するという、電気通信市場の競争環境に大きな影響を与えるものであり、中長期的な視点で競争環境及びユーザへの影響等について分析・検証を行う必要があること。</li> <li>(2) 個々の活用業務認可申請案件の内容及び特徴に応じた審査を実施する必要があること。</li> <li>(3) 地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれ及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの判断にあたっては、個々の活用業務単体での審査だけでは不十分であり、活用業務と一体となって提供されるNTT東西のサービス総体に基づいて影響等の分析・検証を行う必要があること。</li> </ul> </li> <li>・ 上記の観点の他、本意見書の各部において述べた、個別の事項に留意してガイドラインの見直しを実施して頂くことを強く希望します。</li> <li>・ また、今回の活用業務認可申請の審査においては、第一次、第二次と二回のパブリックコメントが実施されたところであり、過去の活用業務認可申請と比べ、より慎重な審査手続きがとられているところです。活用業務の認可が、電気通信市場の競争環境に大きな影響を及ぼす可能性があることを考慮すると、このような慎重な審査手順の採用は不可欠であり、ガイドラインの見直しにあたっては、複数回の意見募集手続きの実施を原則とすることを明記すべきと考えます。</li> <li>・ なお、ガイドライン見直しにあたっては、手続きの透明性を確保するとともに、広く関係者の意見を取り入れながら進める必要があるものと考えます。具体的には、ガイドライン見直しスケジュールの公表、論点募集段階からのパブリックコメントの実施、公開の検討会・カ</li> </ul>

頁	段落	意見
		ンファレンスの実施等の取組みを行う必要があるものと考えます。

以上